



福祉施設版

NEWS LETTER

2024年4月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿7-4-7イマス浜田ビル3階
TEL: 03-6302-0475 / FAX: 03-6302-0474

Topic

経営情報の報告が義務化されます

介護保険法の改正により、この4月から、経営情報を都道府県知事に報告することが介護サービス事業者の義務となります。これに伴う改正省令^{*1}が、1月25日に公布されました。対象や報告項目などの詳細について確認します。



原則、全介護サービス事業者が対象

改正介護保険法（2024年4月1日施行）により、毎会計年度終了後に経営情報を都道府県知事に報告することが、原則すべての介護サービス事業者の義務となります。社会福祉法人、障害福祉サービス事業所についてはすでに財務状況の公表が実施されており、また、昨年8月からは医療法人においても同様の報告が義務化されました。今回の法改正で介護サービス事業者にもこの報告の対象が拡大されることになります。

報告が求められる項目

- 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 事業所・施設の収益および費用の内容
- 事業所・施設の職員の職種別人員数
その他の人員に関する事項
- その他必要な事項

報告期間は毎会計年度終了後3ヶ月以内です。初回についてはこの期間ではなく、2025年3月31日までとする措置が、附則にて定められました。

なお、事業所・施設のすべてが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者の場合は、上記の報告義務は課されません。

報告の対象外となる事業者

- その会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の者
- 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

あわせて、介護サービス情報公開制度の公表事項に、「事業所等の財務状況」が追加されています。その内容として、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）を公表の対象とする旨が、厚生労働省の介護保険部会で示されています^{*2}。

報告事項や公表内容等の詳細は、今後の通知等により明示されるものと思われます。厚生労働省のホームページや官報等で最新情報をご確認ください。

^{*1} 官報 令和6年1月25日 号外第18号 <https://kanpou.npb.go.jp/20240125/20240125.fullcontents.html>

^{*2} 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会資料 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001176038.pdf>

介護サービス別の収支差率

ここでは昨年11月に発表された調査結果※から、各介護サービスの収支差率と収入に対する給与費の割合をみていきます。

収支差率はプラスのサービスが多数に

上記調査結果から、介護サービスごとの収支差率（（介護サービスの収入額－介護サービスの支出額）÷介護サービスの収入額）と、収入に対する給与費の割合をまとめると、右表のとおりです。

収支差率をみると、施設サービスでは介護老人福祉施設と介護老人保健施設で、コロナ関連補助金および物価高騰対策関連補助金を含まない税引前収支差率がマイナスになりました。対前年度増減は、介護医療院もあわせて3サービスともマイナスでした。

居宅サービスは、すべてのサービスで収支差率がプラスになっています。対前年度増減も、プラスのサービスが多くなりました。

地域密着型サービスの収支差率は、地域密着型介護老人福祉施設以外がプラスとなりました。対前年度増減は参考値を除くと半数がマイナスという状況です。

給与費割合は60～70%が多数に

次に収入に対する給与費の割合をみると、施設サービスはすべて60%台で、前年度より増加しました。居宅サービスは30～70%台と割合に幅があり、前年度より減少しているサービスが多い状況です。地域密着型サービスは50～70%台の割合で、前年度より増加したサービスが多くなりました。

貴施設等の状況はいかがでしょう。

※厚生労働省「令和5年介護事業経営実態調査結果の概要」

全国の介護保険サービスから抽出した33,177施設・事業所を対象に実施した調査です。収支差率は上段の数字が、コロナ関連補助金および物価高騰対策関連補助金を含まない税引前収支差率、下段の数字はコロナ関連補助金および物価高騰対策関連補助金を含む税引前収支差率です。表中の※の数値は集計数が少ないため参考数値です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/jittai23/index.html>

2022年度決算の収支差率と収入に対する給与費の割合(%)

| | 収支差率 | 対前年度増減 | 収入に対する給与費の割合 | 対前年度増減 |
|------------------|-------|--------|--------------|--------|
| 施設サービス | | | | |
| 介護老人福祉施設 | -1.0 | -2.2 | 65.2 | 0.9 |
| | 0.1 | -1.2 | 64.5 | 0.3 |
| 介護老人保健施設 | -1.1 | -2.6 | 64.2 | 2.0 |
| | 0.0 | -1.9 | 63.5 | 1.5 |
| 介護医療院 | 0.4 | -4.8 | 62.1 | 2.3 |
| | 1.7 | -4.1 | 61.3 | 1.9 |
| 居宅サービス | | | | |
| 訪問介護 | 7.8 | 2.0 | 72.2 | -1.1 |
| | 8.1 | 2.0 | 72.0 | -1.1 |
| 訪問入浴介護 | 3.0 | -0.6 | 65.4 | 0.6 |
| | 3.1 | -0.6 | 65.4 | 0.7 |
| 訪問看護 | 5.9 | -1.3 | 74.6 | 0.7 |
| | 6.2 | -1.4 | 74.4 | 0.8 |
| 訪問リハビリテーション | 9.1 | 9.5 | 73.8 | 1.7 |
| | 10.3 | 9.7 | 72.9 | 1.5 |
| 通所介護 | 1.5 | 0.8 | 63.8 | -1.0 |
| | 1.8 | 0.8 | 63.6 | -1.1 |
| 通所リハビリテーション | 1.8 | 2.1 | 64.8 | -1.3 |
| | 2.8 | 2.3 | 64.1 | -1.5 |
| 短期入所生活介護 | 2.6 | -0.6 | 62.5 | -1.2 |
| | 3.3 | 0.0 | 62.1 | -1.6 |
| 特定施設入居者生活介護 | 2.9 | -1.0 | 43.3 | -2.1 |
| | 3.0 | -1.0 | 43.2 | -2.2 |
| 福祉用具貸与 | 6.4 | 3.0 | 35.3 | -3.2 |
| | 6.4 | 3.0 | 35.2 | -3.3 |
| 居宅介護支援 | 4.9 | 1.2 | 76.9 | -1.4 |
| | 5.1 | 1.1 | 76.7 | -1.4 |
| 地域密着型サービス | | | | |
| 定期巡回・随時対応型 | 11.0 | 2.9 | 73.4 | -5.1 |
| 訪問介護看護 | 11.2 | 3.0 | 73.2 | -5.3 |
| 夜間対応型訪問介護 | ※9.9 | 6.1 | 62.7 | -13.9 |
| | ※10.0 | 6.2 | 62.6 | -13.9 |
| 地域密着型通所介護 | 3.6 | 0.5 | 64.1 | 1.2 |
| | 3.9 | 0.5 | 63.8 | 1.1 |
| 認知症対応型通所介護 | 4.3 | 0.0 | 68.1 | -0.3 |
| | 4.7 | 0.3 | 67.8 | -0.4 |
| 小規模多機能型 | 3.5 | -1.1 | 67.7 | 0.1 |
| 居宅介護 | 3.9 | -0.8 | 67.5 | 0.0 |
| 認知症対応型共同 | 3.5 | -1.3 | 64.0 | 0.3 |
| 生活介護 | 3.9 | -1.0 | 63.7 | 0.1 |
| 地域密着型特定施設 | 1.9 | -0.9 | 58.3 | 0.8 |
| 入居者生活介護 | 2.4 | -0.6 | 58.0 | 0.6 |
| 地域密着型介護老人福祉施設 | -1.1 | -2.2 | 66.2 | 0.7 |
| | -0.4 | -1.6 | 65.8 | 0.3 |
| 看護小規模多機能型 | 4.5 | 0.1 | 67.8 | 0.0 |
| 居宅介護 | 4.7 | 0.1 | 67.7 | 0.1 |

厚生労働省「令和5年介護事業経営実態調査結果の概要」より作成

福祉施設でみられる 人事労務Q&A



『通常と異なる通勤経路でケガをしたときの労災保険の適用』



当施設の職員から「電車の遅延のため、いつもと違うルートで通勤したところ、駅構内で転んでケガをした」と報告がありました。届出がされている通勤経路と違うのですが、通勤災害として労災保険から給付を受けることができますか？



届出した通勤ルートと異なる場合であっても、その通勤が合理的な経路および方法であれば、通勤災害として労災保険の給付対象となります。今回のケースでも、選択した経路および方法が、当日の交通事情を踏まえて合理的であると判断できれば、労災保険から給付が行われます。

詳細解説：

1. 通勤災害とは

通勤災害とは、職員が通勤途中でケガをしたり病気になったりすることをいいます。この場合の「通勤」とは、主に職員が勤務するにあたり、自宅と職場の間を、合理的な経路および方法で移動することを指します。



的な方法と判断されます。ただし、健康増進を主目的として、長距離を自転車や徒歩で通勤するような場合には、合理的な方法と判断されない可能性があります。

なお、日用品を購入するためにスーパーに立ち寄るなどの日常生活上必要な行為は、通勤経路から外れたところから、日常生活上必要な行為の時間、そして通勤経路まで戻るところまでを除き、通勤と認められます。

2. 合理的な経路および方法

①合理的な経路

合理的な経路とは、施設に届け出た通勤経路だけでなく、当日の交通事情で迂回した経路、マイカー通勤者が渋滞を迂回した経路など、通勤のためにやむを得ず利用する経路も含まれます。また、通勤経路が複数あったとしても問題ありません。

②合理的な方法

合理的な方法とは、電車、バス等の公共交通機関のほか、自動車、自転車、徒歩等、通常利用する方法のことをいいます。施設に届出していない方法でも、その方法について通常利用することが想定されるのであれば、合理

3. 疑義が生じやすい休憩時間中の帰宅

通勤は1日について1回しか認められないものではありません。例えば、午前のサービス提供時間から午後のサービス提供時間の間に帰宅するような場合、午前中の業務が終了したため帰宅し、また、午後の業務に就くために出勤すると考えられます。したがって、休憩時間中の帰宅も通勤と認められます。

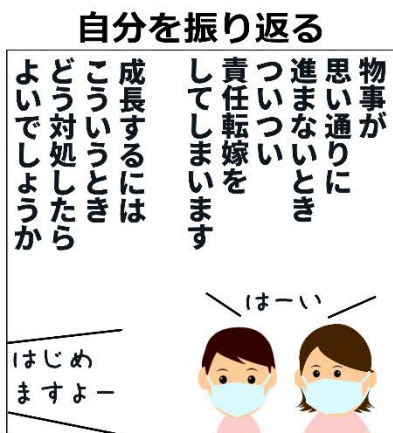
通勤災害であるかどうかを最終的に判断するのは、労働基準監督署長になります。職員から通勤途中でケガをしたと報告があった場合、まずはケガの治療が優先されますが、その後はどのような状況でケガをしたのか、その状況を確認するようにしましょう。

事例で学ぶ4コマ劇場 今月の接遇ワンポイント情報

『自分を振り返る』



ワンポイントアドバイス



『責任転嫁はよくない』

頭では分かるのですが、現実には想定するほど容易なことではありません。分かっているのに、責任転嫁をしてしまうことが多いのではないのでしょうか。

だからこそ、物事が上手くいかなかったときに、どのように捉え、どのように対処するのかによって、結果に大きな開きが表れるのです。

成長には、自分を振り返る姿勢が大切です。たとえ相手に非があったとしても、「**自分自身に何ができたのでしょうか**」という点に目を向けることができれば、思考や対応力に幅が出ます。

逆に相手や状況に責任を転嫁してしまえば、一瞬乗り越えたように感じても居心地が悪く、次も同じパターンになるのではないのでしょうか。

責任転嫁をしてしまうケースは、違った見方をするならば、“私には状況を変える力がない”という無力感をも意味します。自分を信じて状況を受け止めることによって、次のような自分にできることが思い浮かぶでしょう。

- 丁寧に優しく伝えることができたのではないか
- 先に〇〇をお知らせしておくことによって、誤解を防げたのではないか
- 一言、プラスαの声をかけることによって、防げたのではないか
- 〇〇という方法もあったのではないか
- 気づかなかった点をお知らせいただけてよかった、感謝して、次から気をつけよう 等

自分には何もできないのではなく、小さなことでできることがたくさんあるのです。思い通りに進まないとき、恐れずに自分自身を振り返る材料として改善できる人が、成長を遂げるのではないのでしょうか。この繰り返しで、環境に合わせて自分を変化できるという強みにもなるのです。